

発議案第 1 号

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、燕市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和2年3月19日

提出者 燕市議会総務文教常任委員会
委員長 大原伊一

燕市議会議長 丸山吉朗様

日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択された。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押した。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなった。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかるあらゆる活動を禁止するものとなっている。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示している。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっている。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに我々国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものである。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められる。

さらに、2017年12月、ノーベル平和賞が核兵器廃絶を訴えてきたNGO団体ICANに授与され、このことは、国連での多数派というだけでなく、広く国際社会でも核兵器廃絶の声が大きく広がっていること、これからも広がることを示している。

現在、条約発効に向けて、71カ国が署名、33カ国が批准し、条約発効の見通しが明らかになっている。

よって、本燕市議会は、国に対し、下記のことを求める。

1. 日本国政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

燕市議会議長 丸山吉朗